

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>西金野井春日部線</p>	<p>路線名</p>
<p>春日部下柳二二番六地先から 同部下柳二二番六地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成六年十一月二十九日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。</p>	<p>備考</p>